

全労済協会だより

vol.42

CONTENTS

- 「2010年春期退職準備教育研修会」を開催しました(参加者37名).....1
6月14日・15日に開催した退職準備教育研修会の報告です。
- 公募委託調査研究(2008年度採用).....2
(希望のもてる社会づくり)
「社会的排除と高等教育政策に関する国際比較研究—高等教育の経済効果の視点から—」
関西大学商学部教授 高屋定美氏・武庫川女子大学共通教育部講師 西尾亜希子氏による研究の報告書概要です。
- 「地域社会研究会」報告(第7回).....4
～徳島県上勝町を視察～
「地域社会研究会」(第7回)の概要を紹介します。今回は、徳島県上勝町へ、研究会メンバー横石委員(株式会社いろどり代表取締役社長)のご案内により現地を視察しました。
- 研究員の書棚から.....5
『「分かち合い」の経済学』(神野直彦著 岩波新書)
- 客員研究員による研究報告会を開催.....6
- 全労済協会からのお知らせ.....6
●当面のスケジュール
- コラム「暮らしの中の社会保険・労働保険⑨」...7
「子ども手当」について
- 全労済協会ホームページ・リニューアルのご案内...8
ホームページをよりわかりやすく、みやすい内容にリニューアルしました。ぜひ、ご活用下さい。
- 2010年度公募委託調査研究を募集しています...8
全労済協会では、勤労者福祉に関する調査研究の一環として、2010年度の公募委託調査研究を募集しております。

「2010年春期退職準備教育研修会」を開催しました(参加者37名)

6月14、15日に全労済本部会館において2010年春期退職準備教育研修会(インストラクター養成講座)を開催し、労働組合の執行部の方を中心に37名の参加がありました。

研修では必要な知識の修得の他、ワークを用いた「気付き」や「発見」も重視しています。冒頭に「自分自身の生き方」を見つめ、グループワークを体験。続いて、退職前後に必要な知識として「年金」制度の概要・請求手続き、「雇用保険」の失業給付と受給手続き、退職者に関わる「税金」、セカンドライフの「生活経済」の講義を行いました。また、労働組合の活動事例紹介では、JEC連合セントラル硝子労働組合の齋藤特別執行委員より、5歳の節目「25歳」「35歳」「45歳」「55歳」で実施されている各世代別研修会の内容について、特にリタイアメントの準備である「ライフウォッチングセミナー55」で労働組合が関わる意味や、会社と連携した参加運営の工夫などもご紹介いただきました。

〈参加者からの声〉

- 全体的に基礎的な知識の習得だったため、苦手意識もなく学習できたと思う。
- 講師と参加者と双方向で進めていく講義が良かった。
- 相談を受けた場合、今回の資料を参考にしてアドバ

イスをしていこうと思う。

- 他労組の事例を聞くのは初めてだったため、大変参考になった。
- 当労組でも活動事例の取り組みをお手本に企画を検討してみようという気になった。
- 定年退職者へのわかりやすいアドバイスの方法をもう少し具体的に聞きたい。
- 今後も研修の機会を提供してほしい。

次回の研修会は、今年11月の開催を予定しています。



公募委託調査研究(2008年度採用)

〈希望のもてる社会づくり〉

「社会的排除と高等教育政策に関する国際比較研究

—高等教育の経済効果の視点から—

関西大学商学部教授 高屋 定美
武庫川女子大学共通教育部講師 西尾亜希子

2008年度の公募委託調査研究の募集テーマ「希望のもてる社会づくり」で採用された、関西大学商学部教授 高屋定美氏、武庫川女子大学共通教育部講師 西尾亜希子氏による「社会的排除と高等教育政策に関する国際比較研究—高等教育の経済効果の視点から—」について、当協会に対して研究成果の報告がありました。その要約を掲載します。

今回ご紹介した報告は、研究報告誌として後日発行する予定です。

報告書概要

●調査研究の目的

本報告は、近年、日本でも問題になりつつある社会的排除に対して、高等教育政策がどのような役割を果たせるのかを、EUを中心に検討し日本への示唆を得ようとするのが目的である。

2006年以降、日本経済・社会における格差に対する議論が盛んとなり、経済危機を迎えた現在でも格差を取り巻く状況は深刻になりつつある。

本報告は、構造的、長期的な問題に焦点を当て、格差問題として議論すべき問題、すなわちグローバル化、技術革新といった経済社会環境の変化による日本の経済社会の構造変化により、どのような社会問題を引き起こし、それに対してどのような社会を制度設計すべきなのかを論ずることを目的としている。

●格差是正の手段

格差問題を構造的にとらえた場合、重要な格差是正手段の一つとして考えられるのが教育である。現在でも学力格差として教育と格差を結びつけた議論が数多くあり、その背景として親の学歴、所得の要因も指摘されている。したがって教育格差が社会階層を固定化させ、格差を長期的、構造的に維持させる構造を持つと指摘されるが、この点でのコンセンサスはまだ得られていない。本報告では、教育の持つそのような階層の再生産という問題を意識しつつ、格差是正の手段に着目し、人的資本の蓄積という教育のもつ経済的側面も検討する。

報告書の構成は次のようになっている。第1章「社会的排除と日本、EU」、第2章「社会的排除対策の理論的基盤」、第3章「EUでの労働市場、社会的排除政策と教育の経済効果」、第4章「フレキシキュリティ社会と日本への適

用可能性—ベーシック・エデュケーションの提供の可能性」である。

●社会的排除と日本、EU

まず第1章「社会的排除と日本、EU」では、まず日本の格差の現状をデータによって確認している。1998年から2007年にかけて14.6から15.7へと貧困率は上昇している。すなわち、この10年間で日本の貧困層が拡大し、それによる格差社会の進展という状況がうかがわれる。さらに、年齢階級別の所得不平等についても示している。また、日本の格差社会の状況を国際的な観点から相対的に確認するために2000年代半ばのジニ係数の各国比較を用いた。それによると日本(JPN)はOECD30ヶ国平均よりも高く(すなわち格差が大き)、11番目の高さを示している。また、学歴と賃金、生涯賃金、離職率との関係を整理し、教育と所得との関係を整理している。その上で、この章では社会的排除の概念整理を行い、日本とEUが、社会的弱者に対する対応のそれぞれの問題意識を述べている。

●社会的排除対策の理論的基盤

第2章では、社会的排除対策の理論的基盤を提示している。従来、社会的排除にあるものを社会的に包摂する必要性はEUや日本においても主張されてきたものといえる。しかしながら、なぜ包摂することが社会的に必要なのかといった理論的根拠は必ずしも明らかではなかったと考える。そこで、本報告ではアマルティア・センのケイパビリティ・アプローチに依拠しながら、社会的排除対策の意義を検討している。その上で、社会的排除対策の意義について、ケイパビリティ・アプローチを活用す

ることによって、明確化することを試みる。ただし、センのアプローチについては、その抽象性について批判も多いため、その批判に込めてより具体的なアプローチを展開しているマーサ・ヌスバウムについても言及している。

ケイパビリティは「機能」の集合である。「機能」とは、人の福祉（暮らしぶりの良さ）を表す様々な状態や行動をさす社会の枠組みの中で、その人が持っている所得や資産で何ができるかという可能性を表すものである。差別を受けていて、できることが限られている場合には、ケイパビリティはそれだけ小さくなる。このようにケイパビリティを用いることによって、差別などの分析が可能になる。ケイパビリティが大きいほど、価値ある選択肢が多くなり、行動の自由も広がる。

ヌスバウムは、ケイパビリティ・アプローチを応用して、具体的な10の指標の提示を試みている。彼女は其中で、実践理性と連帯の要素の二つは、他のすべての要素を組織し特に重要なものであるが、社会的に排除されている人々が社会的排除であるゆえんはまさにこれらの二つの要素を欠いていることにある。よって政府は、社会的に排除されている人々に、これらのケイパビリティの社会的基礎を提供することを重要課題とすべきである。これら二つの要素は、本報告がその目的としている社会的に排除されている人々を教育によって格差の是正をおこなうことを遂行する上でも、欠くことができないものと考ええる。

●EUでの労働市場、社会的排除政策と教育の経済効果

第3章では、EUでの労働市場を取り上げ、そこでの特徴と教育との関係を論ずる。ここでEUを取り上げる理由は、EU各国がかかえてきた労働環境と労働問題は、現在ならびに将来のわが国が抱えるであろう問題と相似し、それに対してEUが取り組んできた政策は、将来のわが国でも応用して導入することが可能ではないかと考えるからである。EUの労働市場は1990年代までは、硬直的な市場であったものが、90年代に入り様々な規制緩和や市場改革によって弾力的になり単位労働コストを引き下げてきた。政策的対応として、70年代、80年代では受動的労働政策と呼ばれる、失業給付や早期退職制度を中心とした政策を各国は実行してきた。90年代以降、EUの特定の国は積極的労働政策に切り替えてゆき、2000年のリスボン戦略では、フレキシキュリティを柱にした労働市場政策を宣言することになった。

本報告では、このようなEUの労働政策の背景とともに、リスボン戦略で重視された雇用への教育の効果を重視し、実際に失業に対して教育がどのように影響を与えているのか調べるために、EUのうち7ヶ国を取り出し、1998年から2008年の四半期データを用いて学歴と失業との関係を推定した。それによると、学歴効果として高卒だけではかえって失業率を各国で高める可能性のあることを示している。また専門学校卒に関しては、ベルギー、ドイツ、英国、フィンランド、オランダ、デンマークで有意に失業率にマイナスの影響を与えることを示している。したがって、職業に結びつきやすい教育には、一定の効果があることがEUでは示されている。

●フレキシキュリティ社会と日本への適用可能性

—ベーシック・エデュケーションの提供の可能性—

第4章ではフレキシキュリティ社会と日本への適用可能性を検討している。従来の雇用慣行を維持するのは難しくなっている日本社会で、どのような働き方ができるのか、そしてそのためには何が必要となるのかを検討し、最後に提言をまとめている。本報告では将来の社会のあり方としてデンマークなどで実施されているフレキシキュリティの方向を受け入れざるを得ないと考え、そのためには従来の義務教育だけではなく、職業訓練、生涯教育を含んだベーシック・エデュケーションが必要であることを述べている。本報告での提言を以下に掲げる。(1) アクセスコースの創設を含むベーシック・エデュケーションの実現をおこなう。(2) 勤労意欲と勤労自信をはぐくむための教育プログラムと教育制度を開発、運営する。(3) ベーシック・エデュケーションのための財源としては、政府からの補助を期待するが、そのために広く薄く徴税するために消費税の増税はやむを得ないものとする。ただし、労働組合を通じた労働者側と経営者側からの共同出資による教育・訓練機関を創設し、プログラムなどはできるだけ自主的にその機関が開発・運営するようにする。(4) 解雇規制などは現行よりも緩やかにし、労働市場での流動性を高める工夫が必要である。(5) 政策の実行順位とすると、まずベーシック・エデュケーションを実現させ、労働者に職を失っても安堵感を与えることが必要であり、その上で解雇規制の柔軟化をおこなう。(6) 以上の政策を実行するためには、従来の政策フレームワークを組み替え、厚生労働政策と教育政策の横断的な政策立案と意志決定が必要となる。

以上

「地域社会研究会」報告(第7回)～徳島県上勝町を視察～

全労済協会の調査研究活動の一環として設置している「地域社会研究会」の第7回研究会を4月26日(月)、27日(火)に視察形式で開催しました。その概要をご紹介します。

今回は「おばあちゃん達の葉っぱビジネス」で有名な徳島県上勝町へ、研究会メンバーでもある横石委員(株式会社いろどり代表取締役社長)のご案内により現地を視察し、上勝町の元気パワーに触れてきました。

視察概要

上勝町は徳島空港から車で1時間ほどの山間部に位置する人口2,000人と四国の中で最も人口が少なく、高齢者の比率も50%という町です。葉っぱビジネスに代表される「いろどり事業」は、一人一人に仕事を作って所得を上げていくことを目的に活動されています。

いろどり農家見学 パソコンを使いこなすおばあちゃん

パソコンを使いこなし、笑顔が素敵なおばあちゃんのお宅は、家族四世代で一緒に「葉っぱビジネス(つまものづくり)」をされています。当日はお嫁さんと一緒に葉っぱを扱う様子や、パソコン画面の紹介をしていただきました。いろどりの情報分析ができるパソコンには毎日の売上げランキングなども表示され、なんと今月のおばあちゃんの売上げはいろどり農家の中で4位という好成績!お年寄りが尊敬されて、家族が円満といういろどり農家の様子を間近で見学させていただきました。

おばあちゃんは、「山は本当にありがたい」と自然への感謝を口にされていて、その姿勢は町内の至る所に綺麗な花木が植えられ、荒れた様子が全くみられないという環境につながっていると感じました。

いろどりスタッフ・Iターン者とのディスカッション

葉っぱビジネスの宣伝などを手がける(株)いろどりのスタッフは全員Iターン者で、北海道、東京、静岡、大阪などから優秀な若者が集まっていました。「田舎で働き隊」などの体験を通じて上勝の魅力にふれ、一流企業への就職よりも「いろどり」を選んだ人や、海外留学経験者など多様な人材が集まっており、その活気に圧倒されました。人材育成の新しい動きとして、人口2,000人の上勝町に160名を受け入れる「地域密着型インターンシップ研修計画」があり、住宅準備が追いつかないとのことでした。

また、山本副町長から上勝町の概要や独自の取り組みなどについてご紹介いただきました。

ごみゼロ(ゼロ・ウェイスト)宣言

上勝町には清掃車が走っていません。【ゴミステーション】に住民がゴミを持ち込む仕組みをとり、ゴミが「34分別」され、一般廃棄物の約80%を資源化しています。また、使わなくなったものは隣接している【くるくるショップ】へ持ち込み、



欲しい人が貰っていく「リサイクル」の仕組みもあります。入り口の量りで「持ち込んだもの」「貰っていくもの」それぞれの重さを量り、「こんなにくるくるされました!」と写真入ポストを貼って、結果を「見える化」しています。参加するのが楽しくなるゲームのような印象を受けました(平均くるくる量は1ヶ月で約200Kg)。お隣の「くるくる工房」では、お年寄りの知恵や技が活かされて不要な布や素材からバッグや小物などが素敵にリメイクされています。心地良い木造の建物は、町の人がふらっと立ち寄り、話ができる憩の場にもなっています。

いろどりの出荷現場

午前中に「いろどり出荷の現場」を見学させてもらうと、丁寧にパック詰めされた色鮮やかな「つまもの」達が、出荷を待っていました。

地域コミュニティのキーワードは「居場所」と「出番」

上勝町には若者にもお年寄りにも「居場所」と「出番」があり、それぞれの「役割」があるから、キラキラと輝いているのでしょう。視察を通して、横石委員が平日頃話されている「居場所」と「出番」の大切さを直に感じてきました。

また、上勝で出会った方々がそれぞれの表現で、町に対する感謝や誇りを言葉にされていたことも印象的で、また訪れたくなる居心地の良い町でした。

上勝町の取り組み詳細は、本誌37号(2010年2月発行)または「いろどり」ホームページをご覧ください。

(文責：調査研究部)



研究員の書棚から

『「分かち合い」の経済学』(神野直彦著 岩波新書)

著者の神野直彦東京大学名誉教授は財政学を専攻し、現在は、地方財政審議会会長、政府税制調査会専門家委員会委員長としても活躍している。今最も注目される著者は、本書「あとがき」で、川端康成の自殺の例を引きながら第一線を退く覚悟について触れ、また、氏が畏敬する実存主義者サルトルが、著者と同じ眼の病気に苦しみながら哲学者としての隠退を宣言したことに言及し、揺れ動く心と悲壮感を漂わせつつも、仕事を続ける心境を語る。曰く「私の思想は、異端である」がゆえに世に受け入れられることがなく、にもかかわらず数少ない理解者との触れ合いが活動への意欲を支えてくれ、その多くが「人間を愛する心優しき方々であることが、私の幸せとなっている」と。

著者は本書の中でスウェーデンの例を数多く紹介し、「オムソーリ」(社会サービスの意。原義は「悲しみの分かち合い」という言葉に象徴される「分かち合いの社会」と「分かち合いの経済」の形成が、スウェーデン社会の成功の秘密である、というところから出発する。

「分かち合いの社会」とは、競争原理ではなく協力原理にもとづく社会のことであり、「分かち合いの経済」とは、「市場経済」と並んで「市場社会」を構成する、財政や家族・コミュニティの無償労働に基礎をおく経済のことである。

そして、その豊かな自然と心優しき人間の絆の温もりに包まれ、心安らかに生きることができるという点で、幼き頃の日本社会と現在のスウェーデン社会とは共通することに思いを致すのである。

もちろんスウェーデンとて完全な社会ではなく、グローバル化の進展と産業構造の変化のもと、国際金融危機と財政危機が加わって、失業が増大し社会保障給付への依存が拡大していることは、積極的労働市場政策の機能が十分でなくなってきたことを示すものだとの指摘があるのもまた事実である。

しかし重要なことは、状況が変化していく中で、国民の安心を保障するのは制度だけではなく、制度を支える人間の絆も同様に重要だという点である。ハーバード大学教授のパットナムはこの「人間の絆」をその特性から social capital (社会資本、社会関係資本などと訳されている)と呼んだが、人間の絆への信頼こそが安心を保障し、このことが経済の発展に大いに関係するという。逆に日本では、企業のリストラや臨時雇用など不安定就業の増加が社会資本、すなわち「人間の絆」を著しく毀損し、社会的危機のみならず経済的競争力の低下や経済的危機をももたらし、絶望の悪循環が日本では形成されていると著者は言う。

そして、世界の歴史を振り返りつつ、日本での人間らしい暮らしが失われつつある現状を照射し、「分かち合い」をキーワードにその本質を抉り出すとともに、「常識」に

疑問を投げかける。

例えば、有名なハーディンの「コモンズの悲劇」は、私的所有権が設定されない共有地では資源が枯渇するとして、市場原理を正当化する根拠としてしばしば引用される。しかし、著者によれば、コモンズには自然環境と人間の共同社会(つまり『分かち合い』の経済)の二つがあり、「コモンズの悲劇」とは、コモンズが存在しない悲劇、すなわち人間の共同社会そのものを形成できなかった悲劇を指している。そして今、人々は前者の自然環境の破壊には気づき始めたが、後者の人間の共同社会の破壊には十分に気づいていないと言う。

確かに、例えば長い歴史の中で育まれてきた日本の入会権・入会地に代表されるような共有地は、時代遅れのものとして意識的に解体され、私的所有に置き換えられてきた。だとすれば、人間の共同社会の破壊が進んだ今日においてこそ本書の出版の意義があると言える。

また、大きな政府は経済成長と負の関係にあるとしばしば喧伝され、社会保障の抑制の論拠とされることもあるが、2001年から2006年のデータをもとに、社会的支出の大小と経済成長率とを客観的に比較してみれば、社会的支出の大小は経済成長率とは無関係であることが分かる。つまり、小さな政府で経済成長ができるとは限らないことを実証的に説明する。

あるいはまた新自由主義の有力な考えとして「トリクルダウン理論」がある。増税による大きな政府を通じて所得再分配を進めるのではなく、税負担等を軽減し、富める者がますます富めるようにすることで、そのおこぼれが滴り落ちて人々を潤すとの理論は説く。しかし筆者によればそれが現実のものとなるためには二つの前提が必要である。一つはいずれ使用するために所有されること、そしてもう一つは富を使用することにより充足される欲求には限界があるということである。これらの結果、富が使用人などの報酬引き上げによりトリクルダウンが働くと考えられた。しかし、現実はこの二つが機能していないことを示している。

格差や貧困の存在は人々が勤勉に働くインセンティブになるとして、これを肯定的に捉える新自由主義の考え方が、公的扶助や雇用保険・社会保険などの社会保障を弱体化させ、または格差と貧困を放置してきた。しかし、生活への不満を訴える世論は新しい政治を求め、新しいリーダーに日本の針路を託すこととなった。新自由主義が人々の心に残した利己主義の残滓は、すぐには払拭できない。オムソーリの理念が、日本で再び当然の如く受け入れられ、人々の行動の原理となるときまで、著者の活躍する舞台は引き続き用意されることだろう。

(文責：西岡秀昌)

客員研究員による研究報告会を開催 (無催告失効条項に関する研究会開催)

4月23日、保険契約約款の無催告失効条項に関する平成21年9月30日東京高裁判決をテーマに研究会を開催し、27名が参加しました。

まず「無催告失効条項に関する平成21年9月30日東京高裁判決の概要と論点」について、桜沢隆哉客員研究員(首都大学東京都市教養学部法学系助教)から報告を受け、次に「同判決の問題点」について、西嶋梅治法政大学名誉教授から講演が行われました。

この事案は、保険契約者と保険会社との間で締結された医療保険契約と生命保険契約に関して、保険契約者が5回にわたり残高不足による銀行口座振替不能を繰り返し、2度の契約失効・復活を経た後、再び振替不能により契約が失効しました。契約者は疾病治療を受けた後で、契約の復活を求めましたが、保険会社は疾病による受診を理由に保険契約の復活を認めなかったため、保険契約者が約款条項は無効であるなどとして保険契約が存在することの確認を請求したものです。

第1審の横浜地裁判決では保険会社側が勝訴しましたが、第2審の東京高裁判決では、生命保険約款において、保険料を猶予期間末日までに支払わないときは、保険契約が同日の経過により当然に効力を失う旨を定めたいわゆる「無催告失効条項」は、消費者契約法10条の規定により無効であり、無催告失効条項によって生命保険契約が失効することはないとして、契約者側が勝訴しました。

高裁判決では、振替不能が発生した場合に保険会社が実務上、書面による保険料払込の督促をしていること

は、保険契約上の義務ではなく(従って、恩恵的なものに過ぎず)、「無催告失効条項」の有効性を判断する際に考慮すべきであるとは言えず、個別の当事者間の事情を捨象して、当該条項を抽象的に検討して判断すべきであるとされました。

本判決は金融庁が認可をした生命保険約款の重要事項の効力を否定した初めての判決であり、大きな波紋を残しました。

しかし、①保険料払込期月の末日が保険料支払債務の履行期であって、猶予期間の末日を履行期とする高裁判決は誤りであること。②契約の「失効」は暫定的な保険担保責任の停止にすぎず、契約の解除による「消滅」とは本質的に異なるところ、高裁判決では両者を同一視している点は誤りであること。③保険制度の根底は、保険加入者から確実に保険料を収納し、約定した保険金を約定通りに支払うことにあるが、本件では民法の予定する2週間の催告期間を上回る1ヶ月の猶予期間を設定し、また、自動振替貸付条項や復活条項を設けるなど、保険契約の消滅を回避すべく一定程度の配慮がなされており、消費者契約法第10条により無効とされるための要件(民法の信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害すること)を充足していないこと。④個別具体的な事情を捨象し、約款文言を皮相的に解釈した点は生命保険制度の本質を看過した点で誤りであること、などが説明され、その後参加者との活発な意見交換が行われました。

全労済協会からのお知らせ

▶全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な議題など
6月10日(木)~8月31日(火)	2010年度公募委託調査研究募集	
7月23日(金)	第30回評議員会(於:ホテルサンルートプラザ新宿)	・2009年度事業報告 ・2009年度収支決算報告
7月23日(金)	第125回理事会(於:ホテルサンルートプラザ新宿)	・2009年度事業報告 ・2009年度収支決算報告
7月26日(月)	第9回地域社会研究会開催	有識者ヒアリング、意見交換等

コラム

暮らしの中の社会保険・労働保険⑨「子ども手当」

6月から「子ども手当」の支給が始まりました。そこで今回は、従来の児童手当とどう違うのか、子ども手当はどのような考え方で支給されるのか、などについて考えます。

Q1. 児童手当との違いを教えてください。

A1. 子ども手当と児童手当では、支給の理念、対象者の年齢、支給金額などが異なります。(表1参照)

特に、支給の趣旨・目的について、子ども手当と児童手当は一見、似たような政策目的と受け止められますが、所得制限の有無の違いに示されるように、社会全体として子どもを育てることを支援するための普遍的給付か、それとも相対的に生活に困窮する世帯を対象とした選別的給付かという違いがあります。

児童手当制度はそもそも被用者に対する社会保険としての構想から出発し、非被用者の低所得世帯に対する社会扶助の必要も考慮し、両者が一つの制度に盛り込まれました。そして、世帯の扶養人数に応じて所得制限額が設定され、その後、支給対象となる児童の範囲、支給額、所得制限額が幾度となく変更されてきました。

一方、同様の制度が、先進国でも現役世代に対する現金給付の一つとして、所得制限なしに支給されています。OECDによればその総額は、対GDP比で日本の児童手当が0.23%であるのに対し、アメリカを除く主要先進国では、日本の2~5倍の水準となっています。

(表1)

	子ども手当	児童手当
目的	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなう児童の健全な育成及び資質の向上に資すること
支給対象者 ^(注)	15歳以下の子ども	12歳以下の子ども
支給金額	1人につき月額13,000円	〈3歳未満〉 1人につき月額10,000円 〈3歳以上〉 第1子・第2子は1人につき月額5,000円、第3子以降は原則として1人につき月額10,000円
所得制限	なし	あり

(注) 厳密には15歳または12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者

Q2. 子ども手当の所得制限がなく、高所得者優遇との批判がありますか。

A2. まず、児童手当の所得制限の内容について、被用者年金加入者を例にとれば、表2(主なケース)となり、世

帯の主たる生計維持者の前年の所得(原則)がこの金額以上である場合、児童手当は支給されません。

(表2)

扶養親族等及び児童の数	所得額(万円)	〈参考〉収入額(万円)
1人	578	783.6
2人	616	825.8
3人	654	868.0
4人	692	910.2

(注) 1. 「収入額」は社会保険料等の一律控除額8万円を加算。
2. 老人扶養親族等がいる場合、医療費控除等がある場合は、「収入額」はさらに大きくなる。
3. 給与所得額から給与所得控除を逆算して給与収入額を計算し、〈参考〉欄に記載。

しかし、所得制限となる収入額を見れば解るとおり、2007年度では支給対象児童は1,298万人、推計人口による対象年齢人口は約1,430万人であることから、約9割の子どもが児童手当を受給していることになります。また、子ども手当の導入に並行して、年少扶養控除(15歳以下対象)が廃止されることになり、所得税の累進構造により、これまで児童手当を受給していた高所得者ほど実質的な家計への支援が抑制されます。また、子どもの年齢、子ども手当の水準如何によっては、児童手当を受給していた高所得世帯は実質負担増になる場合も生じます。なお、そもそも所得制限により児童手当を支給されない世帯は、控除廃止と手当支給により多少の負担減となりますが、子どもを育てる世帯とそうでない世帯で同水準の高所得世帯を比べたとき、子どもを育てることを社会全体で支援するという子ども手当の趣旨に鑑みれば、整合性のある施策と思われれます。

Q3. 子ども手当はバラマキとの批判がありますが。

A3. 「子ども手当がバラマキだというのなら、扶養控除もバラマキである」(山森 亮 同志社大学准教授)という冷静な指摘に耳を傾けるべきでしょう。むしろ年少扶養控除のように、高所得者ほどその恩恵にあずかり、所得が基礎控除額以下しかない世帯が一切恩恵にあずかれない制度に比べれば、より社会の連帯を育む制度と言えるでしょう。

なお、児童手当制度が抱えていた、諸問題—所得制限額が自営業者等と被用者で異なること、世帯主のみの所得が基準とされ、他の世帯員の所得が考慮されないこと、制限額をはさんで受給世帯と非受給世帯の間の実質収入が逆転していたことなどが、子ども手当導入により解決され、また、所得の把握を要しないことから、効率的な支給や不正の排除にも繋がります。

(監修:社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌)

全労済協会ホームページ・リニューアルのご案内

ホームページが新しくなりました。たくさんのご利用をお待ちしております。

全労済協会ホームページでは、全労済協会のお知らせなどの最新情報や調査研究活動、相互扶助事業、冊子請求、シンポジウム等・研修会等のお申し込み、お問い合わせ等の各種ご案内を行っています。お気軽にご利用ください。

●全労済協会ホームページ <http://www.zenrosaikyokai.or.jp>

▼全労済協会ホームページ



●相互扶助事業ページを追加しました。



各共済のご案内、相互扶助事業からのお知らせを掲載しています。

●お問い合わせページを追加しました。



お問い合わせページは、各種お申し込みフォームとなります。資料請求・シンポジウム等・研修会のお申し込み以外については、お問い合わせフォームからご利用いただけます。

2010年度公募委託調査研究を募集しています。

全労済協会では、勤労者の福祉・生活に関連するテーマの調査・研究を募集しております。概要は下記のとおりです。研究機会の提供の観点で、若手研究者を積極的に採用します。応募をお待ちしております。

☆詳しくは全労済協会ホームページをご覧ください(募集要項を掲載しております)。

▶2010年度公募委託調査研究の概要

募集研究テーマ：「絆の広がる社会づくり」

募集期間：2010年6月10日(木)
～8月31日(火)17時(必着)。

委託費総額：1,200万円
(6件程度の採用を予定しています。)

①「募集要項」はこちらをクリックしてください。「募集要項」は印刷およびダウンロードができます。

②応募をお考えの方はエントリーをクリックしてください。応募内容を入力して送信した後、研究申請書をダウンロードすることができます。

▼公募委託調査研究ページ



全労済協会だより vol.42 2010年7月

発行: **全労済協会**
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人: 高木 剛 編集責任者: 小池 正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenrosaikyokai.or.jp>